

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 8月 3日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 高橋 宏昌

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 ストレスチェック実施業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 契約期間 自) 契約締結日
至) 平成35年3月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 ① 入札金額は、Webによるストレスチェック単価(1名あたり)に予定対象者数(1,480名)を乗じた額及び紙媒体によるストレスチェック単価(1名あたり)に予定対象者数(310名)を乗じた額に5(カ年)を乗じて得た金額並びに初期導入費等を合算した総価を記載すること。
② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「情報処理」、「ソフトウェア開発」又は「その他」で「A」、「B」、「C」、又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。
- ① 直接交付
〒220-6115
神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
クイーンズタワーB 15階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部契約課契約第1係
電話 045-227-2660
FAX 045-227-2703
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「ストレスチェック実施業務入札説明書宅
配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電
話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「ストレスチェック実施業務入札説明書メ
ールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送

信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様に記載の取扱いに、同様に、人害又る。
4日までに、入札説明会を開催し、入札説明書の取扱いに、同様に、人害又る。
4日までに、入札説明会を開催し、入札説明書の取扱いに、同様に、人害又る。

5. 入札者に要求される事項

入札者は、入札書を提出するに当たっては、入札説明書に示す要件を満たすこととし、入札説明書の取扱いに、同様に、人害又る。

- (1) 証明書等
(2) 提出場所
(3) 提出期限

入札説明書による。
3. ①に同じ。
平成30年8月27日 13時00分

6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

平成30年8月31日 11時00分
神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
クイーンズタワーB 15階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
会議室1

- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成30年8月31日 10時00分
3. ①に同じ。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金
(3) 入札の無効
(4) 契約書作成の要否
(5) 落札者の決定方法
(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
(7) 詳細は入札説明書による。

日本語及び日本国通貨。
免除。
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
要。
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写しを提出すること。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
① 当該機構において役員を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等
② 当該機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を有する者と認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経歴者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)
- (5) その他
 当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているので、応札若しくは応募又は契約の締結をなさる場合は、当機構のホームページ(契約に関する情報)の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結をなさる旨を、ご了知願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っている。取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いいたします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いづれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1 件 名

ストレスチェック実施業務

2 業務目的

本業務は、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを確実に実施し、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止と職場環境の改善に資することを目的とする。

3 履行場所

請負業者指定場所

※ストレスチェックの実施場所は、別紙事業所一覧のとおり

4 業務期間

契約締結の翌日から平成35年3月31日まで

5 受検対象者数

約1,790名（うち紙媒体による受検者数 約310名）

※受検対象者名簿は別に提示する。なお、受検対象者数は変動する可能性がある。

6 業務の概要

(1) 請負者は、労働安全衛生法に基づき国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）の各事業所で実施するストレスチェックについて、厚生労働省が示す最新の「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、業務期間中の各年度1回実施するものとする。

(2) ストレスチェックにあたっては、実施マニュアルに示された「職業性ストレス簡易調査票（57項目）」（以下「調査票」という。）を利用し、紙及びICTシステムを利用した（以下「Web」という。）ストレスチェックを実施するものとし、業務の各段階において、より効果的にストレスチェックが実施できるように積極的に企画提案を行うこと。

① ストレスチェック調査票の作成・納品

② ストレスチェックの実施・調査票回収

③ 調査票の回答に対する分析・評価・結果通知

④ 面接指導対象者の選定・面談勧奨

⑤ ストレスチェック結果の集団分析データの作成、納品

- (3) ストレスチェックは、別紙事業所一覧に示した事業所単位で行うものとし、各事業所の実施事務従事者の指示に従うこと。なお、ストレスチェックの実施に必要な受検者名簿及び過去の調査結果(2回分)は、各事業所の実施事務従事者より提供するものとする。
- (4) ストレスチェックの実施期限は、各年度 11 月 30 日までとし、具体的な日程は、各事業所の実施事務従事者と協議のうえ決定するものとする。

7 業務の各段階における実施方法

(1) ストレスチェック調査票の作成・納品

- ア 請負者は、事前に機構本部と打ち合わせのうえ、実施マニュアルに基づく調査票を作成し、実施通知文、回答用封筒（窓付き）と共に各事業所の紙による受検者分をまとめて、調査開始の2週間前までに実施事務従事者宛てに納品すること。
- イ 納品する調査票には、受検者の所属事業所名、職員番号、氏名をあらかじめ印字し、実施通知文と共に氏名が見える状態にして回答用封筒に封入(のり付けしない)すること。

(2) ストレスチェックの実施・調査票回収

ア Web によるストレスチェックの実施

- ① Web による実施にあたっては、請負者は、実施者に代わって電子メールにより実施通知文を受検者宛て送信し、受検者が指定された URL にアクセスし、Web 画面上で調査票に回答する方法により、ストレスチェックを実施すること。
- ② Web による調査では、受検者が調査票に回答すると同時に、自らのストレスチェック結果が表示され、これを出力できる機能を有していること。また、過去3回分の自らのストレスチェック結果を Web 画面上で表示でき、過去の状況の変化を確認できるものとする。
- ③ Web による受検を効率的に実施するため、各事業所の実施事務従事者が受検者の回答状況を随時確認できる機能を有すること。

イ 紙によるストレスチェックの実施

- ① 請負者より納品された調査票は、各事業所の実施事務従事者が受検者へ配布し、紙によるストレスチェックを開始する。
- ② 受検者は、自ら回答した調査票を回答用封筒に密封して実施事務従事者に提出するものとし、各事業所の実施事務従事者は提出された調査票を取り纏め、ストレスチェックの実施期限までに請負者へ返送する。
- ③ 請負者は、実施事務従事者から返送された調査票の内容を速やかに I C Tシステムに入力し、紙による受検者も Web による受検者と同様に、自らのストレスチェック結果を Web 画面上で確認でき、過去の状況の変化も確認できるものとする。

(3) 調査票の回答に対する分析・評価・結果通知

ア 調査票の回答に対する個人のストレスチェック結果は、「職業性ストレス簡易調査票を用いたストレスの現状把握のためのマニュアル」を参考に集計・分析し、レーダーチャート等の図表で分かりやすく表示することとし、Web による受検者への結果通知は回答と同時に、紙による受検者への結果通知は、請負者が調査票を受領した日から15日以内に書面により行うものとする。

イ 書面により行う結果通知は、請負者において密封し、所属する事業所の実施事務従事者宛てにまとめて送付し、実施事務従事者が各受検者に配布する。

ウ 個人のストレスチェック結果は、業務期間中、受検者本人及び各事業所の実施者と実施事務従事者が Web 画面上で常時閲覧できるものとし、それ以外の者は閲覧不可にして、請負者のICTシステムで業務期間中厳重に保管すること。

(4) 面接指導対象者の選定・面談勧奨

ストレスチェックの結果、高ストレス者と選定され、面接指導の対象となった受検者に対し、紙及び Web により各事業所の産業医による面接指導を受けるよう勧奨し、Web により面接指導の申し込みを受け付ける機能を有すること。

(5) ストレスチェック結果の集団分析データの作成・納品

ア ストレスチェック結果に基づく集団分析は、実施マニュアルに基づき各事業所単位で一定規模の集団ごとに集計・分析し、分析結果報告書として各事業所の実施事務従事者あてに納品すること。

なお、各事業所への分析結果報告書の納品に併せて、各事業所分を取り纏めた機構全体の分析結果報告書を作成し、機構本部に納品すること。

イ 分析結果報告書を作成する際は、事前に機構本部と十分な打ち合わせを行い、各事業所が理解・活用しやすいように図表などを用いて分かりやすい表現をするとともに、職場環境改善の手助けとなるような助言等を含めて作成するものとする。なお、機構本部は必要に応じて修正・変更を指示できるものとする。

ウ 作成する分析結果報告書は、紙媒体及び電子媒体（エクセル等修正・加工できる電子データ）とする。

エ 各事業所、機構本部への分析結果報告書の納品期限は、各年度1月15日までとする。

8 遵守事項

請負者は、以下の事項を遵守すること。

(1) 業務の実施にあたっては、関係法令及び規則に従い適切に実施すること。

(2) 業務の実施にあたっては、受検者のプライバシーが守られるように細心の注意を払うとともに、無用な不快感、不安感等を与えることのないよう留意すること。

(3) 個人結果及び各種集計データは契約期間満了後、速やかに削除するとともに削除証

明書を提出すること。

- (4) 請負者は、本件業務に関して知り得た事項を、機構の承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。また、契約の解除後及び契約期間満了後も同様とする。
- (5) 請負者は、本業務の主要な業務を第三者に委託してはならない。ただし、主要な業務以外の業務を再委託する場合は、事前に書面により機構の承認を得るものとし、再委託先にも本仕様に定める事項を遵守させること。なお、再々委託は禁止する。

9 個人情報保護に関する要件

- (1) 個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の取り扱いに関する内部規程やマニュアルの作成等（漏洩等の防止策等）必要な措置を講じていること。また、契約の解除後及び契約期間満了後も同様の措置を講じること。
- (2) 個人情報の取り扱いに関して、過去に不適切な取扱いがないこと、また、不適切な取扱いがあった場合には、その後に改善策等がなされたことを請負者において証明すること。
- (3) プライバシーマーク又はISO/IEC 270001認証を取得していること。

10 その他

- (1) 本仕様に記載のない事項であっても、必要と認められる業務については、実施事務従事者と協議のうえ確実に実施すること。また、業務の履行において問題が生じた場合は、直ちに各事業所の実施事務従事者と協議のうえ適切に対処すること。
- (2) 業務の履行に使用する消耗品・ICTシステム及び配送費等の経費は、すべて請負者の負担とすること。ただし、調査票返送に要する経費は機構負担とする。
- (3) 請負者が本業務に使用するICTシステムは、以下の条件を満たすこと。

受検者向けコンテンツ表示用 Web サーバ等の整備

- ① 受検者に対するコンテンツを表示する Web サーバを日本国内に用意すること。
- ② 当該 Web サーバは、同時に 200 人程度からのアクセス対応可能であること。
- ③ 当該 Web サーバが不正アクセスされないよう、かつ、ウイルス感染しないよう適切な情報セキュリティ対策を施し管理すること。
- ④ 機構が指定する IP アドレスからの通信のみ接続可能なようにアクセス制限をかけること。
- ⑤ 受検者向けのコンテンツは、Microsoft Edge、Internet Explore、Google Chrome 及び Firefox (ESR)、Safari の最新バージョンで動作可能であること。

別紙

国立研究開発法人水産研究・教育機構 事業所一覧

※受検対象者数は、2018. 7. 1現在の予定数であり変動する可能性がある。

ストレスチェック調査 実施事業所名	実施事務従事者 (電話番号)	郵便番号	所在地	Web受検 対象者数	紙受検 対象者数	受検対象 者総数
水産研究・教育機構本部 (開発調査センターを含む)	庶務課管理係長 (045-227-2628)	220-6115	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB棟 15階	199	5	204
北海道区水産研究所(札幌)	業務管理課管理係長 (011-822-2175)	062-0922	北海道札幌市豊平区中の島2条2-4-1	104	33	137
北海道区水産研究所(釧路)	業務管理室管理係長 (0154-92-1705)	085-0802	北海道釧路市桂恋116	56	30	86
東北区水産研究所	業務管理課管理係長 (022-365-9926)	985-0001	宮城県塩釜市新浜町3-27-5	86	32	118
中央水産研究所	業務管理課管理係長 (045-788-7613)	236-8648	神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4	220	24	244
日本海区水産研究所	業務管理課管理係長 (025-365-0475)	951-8121	新潟県新潟市中央区水道町1-5939-22	61	9	70
国際水産資源研究所	業務管理課管理係長 (054-336-5833)	424-8633	静岡県静岡市清水区折戸5-7-1	124	29	153
瀬戸内海区水産研究所	業務管理課管理係長 (0829-55-3419)	739-0452	広島県廿日市市丸石2-17-5	145	1	146
西海区水産研究所	業務管理課管理係長 (095-860-1601)	851-2213	長崎県長崎市多以良町1551-8	144	49	193
増養殖研究所	業務管理課管理係 (0599-66-1830)	516-0193	三重県度会郡南伊勢町中津浜浦422-1	126	29	155
水産工学研究所	業務管理課管理係長 (0479-44-5931)	314-0408	茨城県神栖市波崎7620-7	71	6	77
水産大学校	管理課職員係長 (083-227-3819)	759-6595	山口県下関市永田本町2-7-1	144	63	207
事業所数12カ所	受検対象者数			1,480	310	1,790